

第23回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 本庁舎1階 会議室101・102

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1人)

会長職務代理者 2番 井上孝治

5. 議事日程

議事

議案第187号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録申出について

議案第188号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第189号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第190号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第191号 農地改良届出について

議案第192号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

議案第193号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書の取り消しについて

議案第194号 糸島市農地利用最適化推進委員の辞任届について

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出
- 3) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（12月認定分）
- 4) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局 本日は、井上職務代理者が欠席ですので、丸山副会長による開会挨拶と総会成立宣言をお願いいたします。引き続き、農業委員会憲章の唱和を行います。

副会長 皆さん、明けましておめでとうございます。先ほど、挨拶ありましたように井上職務代理が休みですので、今日は丸山が務めさせていただきます。

新年最初の総会が新しい庁舎で開催されますことをうれしく思います。また、新年早々から地震とか事故、火災などが、大変なことが起こっておりますが、皆様それぞれの思いで新しい年を迎えられたことと思います。これから先、またどんなことが起こるか分かりませんが、今年1年どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより第23回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和いたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 ありがとうございます。続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 冒頭に、最初に、能登半島地震でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りしたいと思っております。また、被災されました皆様にお見舞いの言葉を述べたいと思っております。本当に大変なことと思っております。

それでは、さて、最初に改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。副会長が挨拶でも申しましたように元旦から地震、そして、航空機事故と本当に今年はどんな年になるんだろうかと考えておりますけれども、まあ今年は辰年ということで、まあ昇り竜ということで私たちは飛躍していきたいなというふうに思っております。この農業委員会の皆様におかれましても、昇り竜のように活躍、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事録署名人を指名いたします。荻原昌之委員と加茂和義委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第187号「農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について」。あっせん譲受候補者名簿への登載申出が1件出ております。読み上げて提案をさせていただきます。受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

ただいま、事務局のほうより説明がありました。まず、この卑弥呼の杜株式会社っていうのが、これは怡土地区ですかね。ちょっと概要というか、どういうふうな、してあるのかちょっと。

農業委員

御本人さんにもちょっと御挨拶させてもらったんですけども、その卑弥呼の杜株式会社、出身は末永の方なんですけど、現住所が今、曾根になっております。

従前までは、お母さんになられる方が代表であったんですけども、息子さんが昨年に脱サラされて、新しく代表となられてます。営農状況ですけども、青ネギの契約栽培を主にやってあります。従業員は1名となっておりますけども、パートさんとかアルバイトを使って活動されてあります。

住所の曾根についてですけども、曾根が農区というのがないんですよね。それで、末永のほう出身なので、末永のほうに入りたいという申出があって、まあ末永のほうも期間中はなかなかあれなんで、3月の総会辺りで受入れ審議を行いたいということです。

以上です。

議長

分かりました。ただいま、地元の農業委員さんからの説明がありました。質問、意見を聞きます。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に入ります。

この卑弥呼の杜株式会社をあっせん譲受候補者に登録していいと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第188号「農地移動適正化あっせん申出について」。あっせんの申出が3件出ております。申出地の場所につきましては、議案書の4ページから11ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。申出内容を提案説明させていただきます。受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これらの件につきまして、譲受候補者の選定をお願いいたします。

議 長

以上、提案説明されました。それでは、あっせん委員の指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の選定をお願いいたします。ほかの方については、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、再開いたします。

それでは、一貴山校区の推進委員の方、報告をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、加布里校区の推進委員さん、報告をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長 それでは、受付番号 3 番を波多江校区の推進委員さん、お願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、事務局のほうより再度、確認の報告をよろしくお願ひいたします。

事務局 **【地区別にあっせん委員及び譲受候補者を報告】**

議 長 それでは、あっせん成立に向けて御尽力いただきますようよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、次の議案に入ります。事務局。

事務局 議案書の 13 ページをお願ひいたします。
議案第 189 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」
御審議をお願ひいたします。

議 長 それでは、農地法第 3 条につきまして申請が出ております。まず、1 番
を中原委員、よろしくお願ひします。

農業委員 受付番号 1 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

売買金額については、確認が取れておりません。
以上です。

議 長 それでは、2 番につきまして、田中委員、お願ひします。

農業委員 受付番号 2 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

バイパスの拡張に伴う残地処分です。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、受付番号3番を古家委員、お願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

家族間贈与と聞いております。
以上です。

議 長 続きまして、4番を宗敏郎委員、お願いします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

貸付人と借受人の関係につきましては、貸付人のお孫さんっていうこと
です。

議 長 事務局。

事務局 3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。議案書の12ページ
をお願いいたします。6つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する
場合は、原則として許可できないこととなっております。

全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では許可相当で
あると判断をしております。

以上です。

議 長 ただいま、提案と報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願
いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。

この3条につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長	それでは。事務局。
事務局	<p>議案書の16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第190号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。</p>
議 長	それでは、第3調査部会で現地調査をしておりますので、提案と報告をお願いいたします。
調査部会長	議案書の16ページをお願いします。1番。
	<p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p>
	<p>別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の20ページから24ページを参照ください。</p>
	<p>農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。調査部会としましては、近隣は住宅地となっており、若干農地は存在しますが、影響はないものと思われま。都市計画法による開発許可申請も手続中ですので、許可相当であると判断しています。</p>
	次に、議案書の17ページをお願いします。2番。
	<p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p>
	<p>別冊の現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の25ページから29ページを参照ください。</p>
	<p>農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上となりますので、第1種農地です。調査部会としましては、農用地からの除外がされており、既存敷地が手狭になったことによる敷地の拡張であるため、許可相当であると判断しています。</p>
	次に、議案書の17ページをお願いします。3番。
	<p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p>

別冊の現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の30ページから33ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上であるため、第1種農地です。調査部会としましては、集落接続の不許可の例外に該当し、自己用住宅の建築を目的とした申請ですので、許可相当であると判断していません。

次に、議案書の17ページをお願いします。4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の34ページから38ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。調査部会としましては、周辺に農地もありませんし、転用目的も具体的になっておりますので、許可相当と判断していません。これは、バイクや乗用車の駐車場の予定でございます。

議案書の18ページをお願いします。番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の39ページから42ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。調査部会としましては、周辺に住宅の建ち並びもありますし、住宅建築を目的とした申請であるため、許可相当と判断していません。

次に、議案書の18ページをお願いします。番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の43ページから47ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですが、昭和55年から56年にかけて、農林業同和対策事業により、圃場整備が実施されますので、第1種農地となります。調査部会としましては、農用地からの

除外がされており、既存施設の拡張を目的とした申請となっているため、許可相当であると判断しています。

次に、議案書の18ページをお願いします。番号7。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の48ページから51ページを参照ください。

これは先月からの継続審議案件です。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、第2種農地です。調査部会としましては、申請地に置かれる資材など具体的な利用計画が示され、内容が明確となりましたので、許可相当であると判断しています。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

議案書の17ページ、3番のところになるんですが、申し訳ございません、譲渡人と譲受人が逆になっておりました。申し訳ございません。修正をお願いします。

続けて、転用の基準表の説明をさせていただきたいと思います。

農地法5条の規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準により、許可の可否を審議していただくこととなります。議案書の15ページお願いいたします。一般基準についてですが、各項目が「適当」「該当なし」となっており問題はないと判断をしております。

次に、立地基準につきましては、議案書にも記載しておりますし、調査部会報告にもございましたので割愛させていただきます。

以上です。

議 長

それでは、農地法第5条につきまして、提案と報告がありました。質疑を受けます。質問、意見ありましたらお願いします。田中委員。

農業委員

4番、田中です。受付番号の4番、松国の案件の件ですが、これ、もともと非農地で申請があつて、不許可になって、その後、先々月くらいの調査部会でも申請があつたと思ひますが、37ページですかね、 、ここに駐車台数がまだ十分駐車用地があるということで、前々回は何か認められなかったような気がするわけですが、何かその後の台数の見通しとか、それとか何かありましたらよろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局 今回の申請地の下の段の件だとは思いますが、そこにつきましては、事業者側のほうに聞き取りを行いまして、レンタルバイクの事業を新たに始めるということで聞き取りを行っております、その利用者の方が車両を駐車しておくスペースとして使うということでまあ拡張の理由書も提出をいただいておりますので、まあ一応、それを前提としたところで、やはりかなりのレンタルバイクの件数をちょっと想定されてあるということですので、今回、拡張して、実際の4輪の車両につきましては、もう1台ぐらいしか止められないんですが、それ以外のところはもう2輪のバイクとかを一時的に置く場所ということで確保したいということでの申請になっております。

農業委員 分かりました。

農業委員 15番、三坂です。以前、現地調査しましたときに、非常に上の部分まで荒れてまして、上がるのも大変な状態だったんですけど、今回見たところはきれいに整備されてあって、多分、大分たったら、十分きれいにされてるんじゃないかと、そんな印象もありました。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら、荻原委員。

農業委員 すみません、確認なんですけど、6番のイトキューさんの関係なんですけど、話聞いてみますと、圃場整備をしてあってということをおっしゃられたんですけど、圃場整備した部分で農振除外っていうのは、どういう内容なのかちょっとお聞きしたかったのと。

その既存施設の拡張に当たり不許可の例外に該当すると書いてあるんですけど、直接は接していないのに、それでもその、何といいますか、既存施設の拡張に当たるってことになるのかどうかちょっとお聞きしたいんですけど。

議 長 事務局。

事務局 まず、富の土地に関して、以前に同和対策事業で面整備が行われてるところについての、農用地からの除外ということなんですけど、一応、事業が完了して8年を経過している土地については、一応もう除外としての可能性といいますか、というのはできるように農振法上はうたわれておる状況

ですので、一応、この部分の除外については、農業振興課のほうにかけております農振の促進協議会を経た上で、以前、農業委員会のほうにも意見照会が行われて、農業委員会としてはもう特段意見なしということでの回答をしている状況で、今現在、除外が完了したということで転用の申請という運びになっております。

もう1点、敷地の拡張という部分の捉え方になるんですが、本来、敷地拡張という考え方につきましては、既存敷地と隣接した立地にというところが本来の原則にはなるんですけども、この辺り、県とかともちょっと協議を行いまして、理由書を出してはいただいております。

で、一応、申請理由としましては、本来であれば隣接地を検討すべきではあったんですけども、すぐ、ちょうど東側になりますかね、の隣接地につきましては、まあ地区計画等もあって、開発が行われている土地にもなりますので、いわゆる公共施設、緑地があるようになっております。それに併せまして、かなり隣接地との高低差があるということで、拡張は隣接地では困難だということでの判断をされてあります。

ただ、あまり離れているところということでは、実際の事業の達成というのができませんので、まあ既存の敷地に可能な限り近く、それから、やはり大型車両が入りますので、進入道路につきましても9メートル以上の確保が必要ということで、まあこの場所しかなかったということでの申請理由が出されております。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。藤嶋委員。

農業委員 7番、藤嶋です。これ確認ですけども、受付番号の7番ですけど、資材置場っちゅうことで、まあ、タイル等が書かれておるようですけど、いわゆるこの、いわゆる相当狭い通路の中で入られて、いろいろな資材を置かれるっちゅうことでいいんですよね。

議 長 そこら辺は、調査部会長よりお願いします。

調査部会長 これは、ちょうど上がるところの真ん中辺を、その入り口として利用するという話でありました。で、それについて、住宅の建設の位置が大体、初めから間違っていたんじゃないかっていうことも調査部会で話されました。

本来、北側から順番にこう建てていけばいいものを、南側から順に建ったもので、変なところが余ってしまって……、で、最後は資材置場という形にせざるを得なかったという経緯があったと思います。

で、上がられるようにするというところで、これは前回からの継続審議でありますので、認めざるを得ないということになります。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議 長 まあ、どっちみち余地でどうしようもないところですので、何かしろ上がり道をもうちょっとこう作って、そして、人力で、その物を運んでいくと。そして、資材置場として使いますという申請ですので、よろしくお願いいたします。

農業委員 分かりました。

調査部会長 手で運べるようなその旗とか、そんな物。

議 長 ほかに。丸山副会長。

副会長 3番、丸山です。先ほど質問があつた4番の松国の駐車場ということですね、あそこ何回も見に行つて、結局、今はきれいにしてあるから、もう本当は駐輪場で許してる形になるんですよね、そしたらね。

きれいにしたら、農地に戻してほしいじゃなくて、駐輪場だったら許されるっていうことになるんですかね。そういうふうな取り方できるような土地のあれだったから、今までずっとそんなきれいにしてくださいっていう形であの、耕作放棄地にならないようにっていう形ですとね、許可、あれしてたのを、今度、きれいにして、きれいにしてあるんだったら、農地に戻していいはずなんですけど、それが駐輪場だつていう形で、そこら辺は。

議 長 事務局長。

事務局長 きれいにしているんだつたらいいと言われるのはよく分かるんですけど。まあ、そもそも必要だから転用してるっていう事情があるので、その必要性を前回、総会にかけたときには説明できなかった、現状でも余地があるのにとつていうところで、必要ないだろうというところで再度計画を考えられて、レンタルバイクの事業をされるということで、そのお客さんの

車の駐車場とか、相当な利用が見込まれるので、必要に迫られて農地転用をするということなので、あの、まあ流れとしてはそういうふうに。

議 長 きれいにしたから農地でよかろうもんじゃなくて、その5条で転用したいから、この申請をしてあるのであって、別にその、それがなかったら、今度は放置したと。ただ、その5条申請をするから、もうちょっときれいにしとこうっていうことであって、してあると。
ほかにありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。
第5条申請につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
それでは、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 再開します。
それでは、次の議案に入ります。事務局。

事務局 議案書の52ページをお願いいたします。
議案第191号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。
また、御審議の後に監督委員の指名もお願いいたします。

議 長 それでは、調査部会のほうより現地調査を行っておりますので、提案よろしく申し上げます。

調査部会長 届出番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いします。申

請地の位置や関係図面については、議案書の53ページから56ページを参照ください。

第3調査部会としては、関係課から支障となる意見も出ておりませんし、作物の作付に必要な改良工事と思われるので、受理相当と判断しています。

以上です。

議 長 ただいま、提案がありました。何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。
農地改良につきまして、受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の57ページをお願いいたします。
議案第192号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」。読み上げて提案をさせていただきます。番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 ただいま、集積計画につきまして説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に入ります。事務局。

事務局

ここから追加議案という形で、急遽、議案提案をさせていただくものとなります。議案書の58ページになります。

議案第193号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書の取り消しについて」。

議 長

局長。

事務局長

この案件につきましては、先月の農業委員会で許可相当の意見を付して、県のネットワーク機構の意見聴取まで終わっている分です。

まず、簡単に申し上げますと結論としては、15ページを一旦開いていただきたいと思うんですけども、これ、判断基準を一覧表にしている分ので、前回の総会の中ではこの一覧表の中で全て適当もしくは該当なしというところで、許可相当の意見をつけたものなんですけども、当事者ですね、貸付人のほうに意見聴取をする機会がありましたので、そこで確認をしたところ、一覧表の9番、一時転用である場合には、その妥当性（一時的な利用に供された後、速やかに農地としての利用ができること）というこの要件につきまして、本人に聞き取りを行ったところ、作付する意思がないということの確認が取れました。

もともとは、造成を行った後にネギを植えるという計画だったんですけど、まあ本人さんがやらないと言われておりますので、この9番の要件が成り立たなくなっております。

ただ、書類としては、作付計画、出ておりますので、書類としてはそろっておるんですけど、その書類の修正が必要だということで今回、この9番の要件を満たさない、まあ書類としてはまだ不完全だということで、前回行った許可相当の意見を取り消すという内容の議案になっております。

議 長

今、説明がありました。まず、その井原の件につきましては、まだ、その取り下げの書類が出ていないということで、これは継続審議という形で持っていきたいなというふうに思っております。

それで皆さんよろしいでしょうかね。

(「異議なし」という者あり)

議 長

では、そのようにしておきます。

それから、先ほどありました事務局長のほうから言われましたとおり、周辺、または後からそういうふうな意見が出てきてもやっぱりその審査上、そこまで同意を取るのはちょっとやっば難しいのではないかなというふうに思います。

ですので、まあ何といたしますか、今までどおり審査、調査をしまして、今までどおりやっていきたいなというふうに思います。また、その審査する上で、やっぱり、ちょっとこれはできたら同意とか何とかを隣が、まあそこいらはまあ区長さんなり、まあ5条でも区長の印鑑はもらうよな。

ですので、大体、区長も分かっているかと思っておりますので、まあ従来どおりの審査でいきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

荻原委員、どうぞ。

農業委員

19番、荻原です。今言っていることについては、非常に今後も起こり得ると思うんですね。実際的に、本来こういうふうに客土とか残土捨て場、そういうふうな場合は、どうしても地元の同意辺をやっば求めるべきじゃないかなという気がするんです。

それで、農地法ではそれはなかなか難しいと思いますので、糸島市のその地形審の関係のですね、もう少し詳細に1,000平米以上とか、2メートルか3メートル以上埋め立てる場合は、地形審を開きながら地元の区長さんたちを入れながら協議をされるというふうな方法に変えていかれたらどうかなという気がするんですよ。

そこら辺が、もう糸島市合併してから地形審の話になってますので、実際的にその内容をもう少し、今後、トラブる可能性が多いので、協議を市で、担当部署を決めたところで、他の法令があればそちらのほうで対応しますよということじゃなくて、なかなかそこら辺が非常にトラブる原因になると思いますので、もう1回検討されたらどうかなという気はします。

議 長

地形審のほうにつきましては、大体がその道から1メートル以上上げたらやっぱりちょっと、と、1,000平米以上の場合ではちょっと地形審にかけようか、あるいは協議したいなというふうにはしております。それで、まあ今後は、その1メートル以上上がるというふうな場合にはちょっと地形審のほうと事務局と話し合いながら地形審にかけようか、どうしようかということをしていきたいなというふうには考えております。

事務局長。

事務局長

言われるとおりでですね、農地法の許可を取られる場合は、うちのほうは法定書類じゃないんですけど、行政区長さんと水利委員さん、水利委員さんがおられないところは生産組合長さんの承諾書なり確認書っていうのは、うちの様式では必ずつけていただくようにしてまして、それがつかないケースというのは、もうほぼほぼない状態です。そこで、地元には、納得していただいているつもりではあります。

で、地形審の話なんですけど、地形審はですね、所管は都市計画課になるんですけど、地形審の規定上は、1メートル以上の切り盛りが1,000平米以上であるかないかがまず1つの基準。その他法令の許可を受けるものは、それから除くことができるようになってるんですね。だから、農地法の許可を受けるもので、その基準を超えてても、農地法の許可を取るんだから、基本的には地形審にかからないです。

地形審は、都市計画課が主催でやってるんですけど、その他法令の許可を取る場合を除くって規定されたのが、平成30年ぐらいやったんですけど、それまで地形審の9割方が農地改良工事だったんですね。都市計画課のほうは宅地にもならないのに、何で都市計画課が地形審開かないかのかっていうのがあって、他法令の許認可を得るものは他法令で審査をするんだから、他法令の審査の中で関係課協議をしますので、その中で審査すればいいだろうという趣旨で、他法令の許認可を受けるものは除くことができるっていう規定になってますね。

で、じゃあ、今でもその一部規模が大きいものとか、災害のおそれがありそうなものについては、地形審にかけていただいています。だから、今回の井原の件については、山奥のほうで近くに民家もないし、1メートル程度の造成だったので、そこも地形審にかけていただくほどでもないだろうというところで調査部会でも地形審の話、多分、出てないと思うんですね。

だから、調査部会のほうで、規模的に大きいものとか、やっぱ盛土高が高いとか、近くに民家があるとか、構造的にちょっと危ないんじゃないかとかっていうのは、調査部会の中で必要と思われれば、そこで要望いただければ、うちの課のほうから都市計画課に地形審の開催依頼を出したいと思いますので、そこは調査部会の中で調整していただいてもいいのかなと思います。

農業委員

実際的にその今回、まあずっと聞いてますと、10トン車で入るとか、そうやって10トンが入る道は、10トン車ぎちぎちしかないとか。これやったらやっぱ、途中で離合する箇所をつくらないといけないとか、そういうことはなかなか農地法の中じゃ定めてないと思うんですね。それが1回地形審にかかればですね、そこ辺はどうなってるのというふうに業者のほ

うも来てから、その話をするだろうと思いますので、実際的、そのときにやっぱ地元の区長さんたちが来れば、実際的にその内容がよく分かるんで、4トン車で入れれば大丈夫ですけど、10トン車はやめてくださいねって、そういうことも言えるだろうと思いますので、他法令だけでいいのかなっていう気がするんですよ。

そいけん、まあ、そういうトラブル、トラブルなくても、あれですけど、実際的にやっぱ客土申請とか、その残土捨てとか、土地改良とか、そういう分については、都市計画課が持つというならちよつきついかもしれませんけど、どっかの部署でやっぱしないと、今後やっぱり起こり得ることだろうと思いますんで、協議をされたらいかがかないと思います。

議 長

そういったあれもですね、大体その区長さんなり何なりが判こ押すときに、よつと話し合ってもらわんといかんあれなんですけど、事例なんですけどね。

農業委員

区長さん、そこまで、水利委員さんなんかも思うてないんですね。そいけん、実際に道路があれば、道路の横しに道路側溝作ってくださいねってったら昔はよく言うんですけど、今はそれが全然ないんで、そんなところをやっぱ審査するとこ辺が地形審なのかなという気がするんです。やっぱ、あの、市道の横しにやっぱ埋め立てたら、そんだけ泥がまだ市道に流れるから、早う建設課辺が道路側溝入れてねって言わないかんとぼつてん、そこが言わないんで。やっぱ地形審がやっぱり。

議 長

うん。まあ、そこいらはその調査部会何なりでですね、やっぱりそういういったところは何トンで入って、農地改良するのか、何、こうよつとやっぱ、そこいらもやっぱ調査部会で審議しながらですね、やっぱその離合なり何なりはどういうふうな区長さんの知ってあるのかいなという形で、これは調査部会のほうでもやっぱり十分に審議していただきたいなというふうには思いますけど。

地形審のほうはですね、やっぱりあんまりその、あんまりこう高いところとかですね、その事務局長が言うように、そういったところしか地形審はちょっとやっぱかけられないので、ある程度はやっぱ農業委員会のほうで、やっぱある程度はこう審議していかなければいけない問題ではないのかなというふうには思います。

そこいらはやっぱりちょっと調査部会のほうで十分に協議していただきたいなというふうに考えますので、まあ、そういうふうでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

そういったところで、まあ、あんまり高くだったら、やっぱり地形審なり何なりはちょっと事務局と相談しながら、また調査部会とも審議しながら

ら、地形審に諮りたいというふうな項目をまた持っていきたいなというふうにも考えますので、よろしく願いいたします。

ほかになかったら、次の議事に入ります。

議 長

事務局。

事務局

追加ばかりで大変申し訳ないんですが、今、ちょっと一枚物、追加議案お配りさせていただいております。

議 長

すみません。ちょっとその前に、さっきの農地改良の監督委員の指名をしてなかったので、藤嶋委員、お願いいたします。すみません。

事務局

追加議案で、議案第194号「糸島市農地利用最適化推進委員の辞任届について」ということで提案をさせていただきます。

怡土校区の浦志推進委員のほうより辞任届が提出されました。といいますのも、昨年、息子さんのほうから、最初は電話連絡だったんですが、体調を崩されて、今、入院をされてあります。

で、ちょっと復帰のめどが立たないという状況ということで、残り任期が1年ちょっとありますけども、辞任をさせていただきたいということでの申出の電話がございましたので、取りあえずはその書面で届出を頂いたところで推進委員さんも農業委員会の中での議決を経て推進委員として任命しておりますので、辞任される際も一応、届出に応じて、その届出を受理するのかどうかというところでの議決をいただいて、本人のほうにも通知を出したいと思っておりますので、その届出についての御審議をいただければと思います。よろしく願いします。

議 長

先ほど、推進委員さんの、そういうふうで、病気で倒れて、ちょっと復帰が難しいということで、怡土校区の宗委員、まああと1年少々ありますけれども、1人抜いても差し支えないのかどうなのかというところをですね、ちょっと意見をお願いします。

農業委員

年末の28日だったと思います。28日に事務局のほうから連絡を受けてまして、まあ年末ばたばたしてましたので、年明けにですね、まず、浦志さんのほうに行って、病状をまず確認しました。個人情報だからあんまり言えないと思うんですけども、
[REDACTED]
[REDACTED]

